

改正案	現行								
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二第一項に規定する特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 四の六 (略)</p> <p><u>四の七 設備規則第五十四条第五号においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局に使用するための無線設備</u></p> <p>五 五十四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p> <table border="1" data-bbox="297 1270 1099 1417"> <tr> <td data-bbox="297 1270 349 1417">一 置 装</td> <td data-bbox="349 1270 573 1417">二 試 験 項 目</td> <td data-bbox="573 1270 824 1417">三 測 定 器 等</td> <td data-bbox="824 1270 1099 1417">四 特定無線設備の種別 (略) 第 二 条 第 一 号 第 二 条 第 二 号</td> </tr> </table>	一 置 装	二 試 験 項 目	三 測 定 器 等	四 特定無線設備の種別 (略) 第 二 条 第 一 号 第 二 条 第 二 号	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二第一項に規定する特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 四の六 (略)</p> <p>五 五十四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1238 1270 2040 1417"> <tr> <td data-bbox="1238 1270 1290 1417">一 置 装</td> <td data-bbox="1290 1270 1514 1417">二 試 験 項 目</td> <td data-bbox="1514 1270 1765 1417">三 測 定 器 等</td> <td data-bbox="1765 1270 2040 1417">四 特定無線設備の種別 (略) 第 二 条 第 一 号 第 二 条 第 二 号</td> </tr> </table>	一 置 装	二 試 験 項 目	三 測 定 器 等	四 特定無線設備の種別 (略) 第 二 条 第 一 号 第 二 条 第 二 号
一 置 装	二 試 験 項 目	三 測 定 器 等	四 特定無線設備の種別 (略) 第 二 条 第 一 号 第 二 条 第 二 号						
一 置 装	二 試 験 項 目	三 測 定 器 等	四 特定無線設備の種別 (略) 第 二 条 第 一 号 第 二 条 第 二 号						



置 装 信 受	スプリアス・レスポ	標準信号発生器	(略)			
	減 衰 量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)			
	通 過 帯 域 幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)			
	感 度	標準信号発生器 レベル計又は 歪率雑音計	(略)			
	電波等の限度	電界強度測定器 又はスペクトル分析器	(略)	○	○	
	送 信 速 度	低周波発振器 オシロスコープ	(略)			
	搬送波を送信して いないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	(略)			
	隣接チャネル 漏えい電力又は 帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	(略)		○	
	が り 時 間 間及び送信立ち下 がり時間	オシロスコープ 又はスペクトル分析器	(略)			
	総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)			電 力 計

置 装 信 受	スプリアス・レスポ	標準信号発生器	(略)			
	減 衰 量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)			
	通 過 帯 域 幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)			
	感 度	標準信号発生器 レベル計又は 歪率雑音計	(略)			
	電波等の限度	電界強度測定器 又はスペクトル分析器	(略)	○	○	
	送 信 速 度	低周波発振器 オシロスコープ	(略)			
	搬送波を送信して いないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	(略)			
	隣接チャネル 漏えい電力又は 帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	(略)			
	が り 時 間 間及び送信立ち下 がり時間	オシロスコープ 又はスペクトル分析器	(略)			
	総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)			電 力 計

ンス	レベル計又は 歪率雑音計			
隣接チャンネル 選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又は オシロスコープ	(略)		
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	(略)		
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は 歪率雑音計	(略)		
局部発振器の 周波数変動	周波数計	(略)		
ダイエンフアシス 特性	低周波発振器 直線検波器	(略)		
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)		

注1～16 (略)

イ・ウ (略)

11・11 (略)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 (略)

表 (略)

注1 1の欄は、「単向通信方式」、「単信方式」、「複信方式」、「半複信方式」又は「同報通信方式」のように記載するほか、次によること。ただし、第2条第6号に掲げる無線設備であつて、952MHz を超え

ンス	レベル計又は 歪率雑音計			
隣接チャンネル 選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又は オシロスコープ	(略)		
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	(略)		
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は 歪率雑音計	(略)		
局部発振器の 周波数変動	周波数計	(略)		
ダイエンフアシス 特性	低周波発振器 直線検波器	(略)		
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)		

注1～16 (略)

イ・ウ (略)

11・11 (略)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 (略)

表 (略)

注1 1の欄は、「単向通信方式」、「単信方式」、「複信方式」、「半複信方式」又は「同報通信方式」のように記載するほか、次によること。ただし、第2条第6号に掲げる無線設備であつて、952MHz を超え 954MHz

956.4MHz 以下又は 2,450MHz 帯の周波数の電波を使用するものについては記載を要しない。

(1)～(3) (略)

注 2～注 12 (略)

第二・第三 (略)

第四 アマチュア局又は 150MHz 帯、400MHz 帯、27MHz 帯、900MHz 帯若しくは 950MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備の工事設計書

注 1・2 (略)

3 2の(2)の欄は、アマチュア局に使用するための無線設備にあつては「J 3 E 430MHz から 440MHz まで」のように、900MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備にあつては、「F 2 D 903.0125MHz、F 3 E 903.0375MHz から 904.9875MHz まで (25kHz 間隔 79 波)」のように、150MHz 帯、400MHz 帯又は 27MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用する無線設備にあつては、「F 2 B F 2 C F 2 D F 3 C F 3 E 400MHz 帯」のように、950MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備にあつては、「A 1 D 954.2MHz」のように記載すること。

注 4～注 11 (略)

様式第 7 号 (第 8 条、第 20 条、第 27 条及び第 36 条関係)

表示は、次の様式に記号 **R** 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(様式略)

注 1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、

以下又は 2,450MHz 帯の周波数の電波を使用するものについては記載を要しない。

(1)～(3) (略)

注 2～注 12 (略)

第二・第三 (略)

第四 アマチュア局又は 150MHz 帯、400MHz 帯、27MHz 帯若しくは 900MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備の工事設計書

注 1・2 (略)

3 2の(2)の欄は、アマチュア局に使用するための無線設備にあつては「J 3 E 430MHz から 440MHz まで」のように、900MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備にあつては、「F 2 D 903.0125MHz、F 3 E 903.0375MHz から 904.9875MHz まで (25kHz 間隔 79 波)」のように、150MHz 帯、400MHz 帯又は 27MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用する無線設備にあつては、「F 2 B F 2 C F 2 D F 3 C F 3 E 400MHz 帯」のように記載すること。

注 4～注 11 (略)

様式第 7 号 (第 8 条、第 20 条、第 27 条及び第 36 条関係)

表示は、次の様式に記号 **R** 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(様式略)

注 1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、

4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い  
次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定め  
るとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第4号の6に掲げる無線設備	<u>TV</u>
第2条第1項第4号の7に掲げる無線設備	<u>WU</u>

4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い  
次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定め  
るとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第4号の6に掲げる無線設備	<u>TV</u>